

(別紙3)

整備に係る経費等への補助内容について

1 補助基準額、補助対象経費及び補助率

補助基準額	補助対象経費：補助対象となる上限額	補助率
77,056,000円 …(A)	建物等改修費：(A)－(B)の額 整備改修期間中に発生する建物賃借料（月額100万円上限） 及び礼金：建物賃借料の21か月分上限 …(B)	3／4

※「建物等改修費」は、実施設計費（基本設計など、応募・選定前に実施する設計費は含まない）及び設計監理費、設備整備費を含み、外構費を含まない。このほかに防音壁設置につき本市が必要と認める場合は、防音壁整備費が補助対象（補助基準額8,782千円・補助率3/4）となるため、防音壁設置を計画する場合は、事前に保育企画室と調整すること。

※「建物賃借料」は、共益費・管理費を含み、駐車場使用料は含まない。また、運営開始後10年間の建物賃借料補助については、毎年度の予算編成過程において検討するものとする。なお補助額については、別途給付される公定価格賃借料加算の額を差し引いてから補助率を乗じて算出する。

※「礼金」は、敷金・保証金など退去時の返還（一部又は全部）を前提とした経費を除く。

2 補助金額

補助金額は、上記1に掲げる補助基準額と市長が認めた対象経費を比較し、低い方の金額に補助率を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内の額とする。